

報道関係者の皆様へ



雲南市

情 報 提 供	
令和 7 年 2 月 12 日(水)	
担 当 課 (担 当 者)	防災部くらし安全室 (担当:宮川)
電 話	0854-40-1027
F A X	0854-40-1029

Press Release

送付文書 2枚(本状を含めて)

消防団員に支給した年額報酬に係る源泉徴収票の誤りについて

内 容

雲南市が消防団員に支給した年額報酬について、「源泉徴収票」の記載誤り及びその影響により住民税を多く納付している消防団員がいることが判明しました。

- 詳細資料は別紙のとおり

◆別紙（詳細資料）

●誤り判明の経緯

消防団員に対し支給している報酬は、支払いの際に所得税を源泉徴収して税務署に納付し、源泉徴収票を雲南市から発行しています。

令和6年12月、令和6年分の源泉徴収票の作成にあたり、消防団員に支給した報酬に係る源泉徴収税の計算方法等について状況を確認したところ、令和5年分と令和6年分について本市で下記のとおり誤った取り扱いをしていることが判明しました。

●誤りの内容

番号	該当年	内 容
(1)	令和5年分	消防団員の年額報酬の5万円以下は控除可能とされています。源泉徴収額は正しかったものの、源泉徴収票の支払金額（住民税の計算に用いる額）としては5万円を超過した金額のみを記載するところ、除くべき5万円を含んだ金額を記載していました。
(2)	令和6年分	消防団員の年額報酬が5万円以下であり控除可能とされているところを課税していました。

●対象人数および影響額

区分	税種別	人数	影響額
(1)のケース	住 民 税	61人	金額計 △ 96,700 円 (47人 700円～3,000円／人) ※所得税については、令和5年分所得税の申告をした場合に影響がある可能性があります。
(2)のケース	源泉徴収税	10人	返還金額計 60 円(6 円／人)

※(1)と(2)に重複する者:5人

●今後の対応

2月末 ・(1)の該当者へ修正前の源泉徴収票と修正後の源泉徴収票を発送するとともに、「令和5年分所得税の申告」をしていただくよう案内します。

・(2)の該当者へ過徴収していた源泉徴収税の返還を行います。

3月中 ・(1)の該当者へ今回の件による住民税変更の通知を発送します。また、住民税の還付が必要な場合には3月末までに行います。

●再発防止等について

(1) 所得税法や関係法令、国からの通達について、複数職員で内容の確認を行います。

(2) 源泉徴収に係る事務の手順および留意点をまとめたマニュアルを整備し、再発防止に努めます。